

報告第30号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年11月30日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、貸金返還債務の弁済に関する和解について、次のとおり専決処分する。

令和2年10月28日

足立区長 近藤 弥生

## 貸金返還債務の弁済に関する和解について

足立区は、生業資金貸付金の償還残額の弁済につき、下記により和解する。

### 記

- 1 相手方  
千葉県柏市在住者
- 2 和解の要旨  
別紙分割払合意書のとおり

## 分割払合意書

足立区（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）は、足立区生業資金の償還について、以下のとおり合意する。

第1条 乙は、甲に対し、乙が甲から平成12年8月14日に借り受けた足立区生業資金貸付金について、次のとおりの支払義務を負っていることを認める。

- (1) 残元金902,855円
- (2) 未払利息9,087円
- (3) 上記(1)残元金に対する年10.95%の割合による延滞金

第2条 乙は、甲に対し、前条(1)及び(2)の残元利金911,942円につき、次のとおり分割して支払う。

- (1) 令和2年11月から令和17年12月まで、毎月末日限り、金5,000円ずつ
- (2) 令和18年1月末日限り、金1,942円

第3条 乙について以下のいずれかの事由が生じたときは、乙は、当然に期限の利益を失い、甲に対し、第1条の金額から既払金を控除した残額及び延滞金を直ちに一括して支払う。

- (1) 第2条の分割金の支払いを怠り、その額が2か月分に達したとき
- (2) 第5条③の定めに従わないとき

第4条 乙は、前条により期限の利益を失うことなく第1条(1)及び(2)の金員を支払ったときは、甲は、乙に対し、同条(3)の延滞金の支払義務を免除する。

第5条 乙は、甲に対して以下の各事項を約束し、または承諾する。

- ①住所を変更したときは速やかに甲に届け出ること。
- ②上記届出を怠ったときは、甲が本件貸付金に関する書類を届出済みの住所に送付すれば、当該書類は到達したものとみなすこと。
- ③甲が、本件貸付金の保全上必要と認めるときは、乙に対して資産・負債の状況、収入・支出の状況、生活状況等について、質問することができ、乙はそれに答える義務があること、また、甲が求める書類を提出すべきこと。

本合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名捺印の上、甲が1通を、乙が1通をそれぞれ保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 東京都足立区中央本町一丁目17番1号  
足立区  
同代表者 足立区長 近藤 弥生

(乙) \_\_\_\_\_

印